

白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、一部の規定について、令和4年4月1日に施行されたことに伴い、条例改正を行ったものである。

2 改正の概要

(1) 附則第2項から附則第5項、第7項及び第9項から第20項関係

引用条文の項番号の繰り上げによる関係規定の改正。

(2) 附則第6条関係

特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内に存する土地に係る課税標準の特例割合について、固定資産税と同様に貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分から3年度間、地方税法で定める割合を参酌し、4分の3とする。

(3) 附則第8項関係

土地に係る負担調整措置について、固定資産税と同様に令和4年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（本則5%）とする。

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

経過措置を設け、改正後の条例の適用関係を明確にした。